

「地産地消型P P A（群馬モデル）」電力売却契約書（案）

売渡人 群馬県（以下「甲」という。）と買受人 ●●●●（以下「乙」という。）とは、甲の所有する発電所において発電する電力の売却について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、「地産地消型P P A（群馬モデル）」に係る電力の売却について、この契約書及び関係法令に定めるもののほか、仕様書及び関係図書に従い、これを履行するものとする。

2 この契約において、甲から乙への電力の受け渡しを「売却」といい、乙から需要施設への電力の受け渡しを「供給」という。

（電力の売却及び供給）

第2条 甲は、甲の所有する次項の発電所（以下「対象発電所」という。）において発電する電力のうち、対象発電所内で使用する電力を除いた全量（以下「売却電力量」という。）を乙に売却し、乙は、売却電力量のすべてを買受けるものとする。

2 対象の発電所は次のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力 (kW)	発電形式
熊倉発電所	吾妻郡中之条町大字入山	2,900	水路式
中之条ダム発電所	吾妻郡中之条町大字四万	51	ダム式
小出発電所	前橋市上小出町二丁目	8,400	水路式
高津戸発電所	みどり市大間々町高津戸	5,300	ダム式

3 乙は、売却電力量を甲の指定する別添1の需要施設（以下「指定需要家」という。）に供給するものとする。なお、売却電力量が指定需要家の使用電力量を超える場合、およびそれに付随する非化石価値が指定需要家の使用電力量を超えた場合については、乙が自由に売却等の処分をすることができる。

（売却時間と供給時間）

第3条 甲は、毎日24時間電力を売却するものとする。ただし、甲が対象発電所の点検等を要する場合は、あらかじめ甲及び乙で協議のうえで全部又は一部の売却を休止することができるものとする。

2 甲は前項に定めるもののほか、保安上やむを得ない場合は乙に協議をすることなく売却の全部又は一部を停止することができるものとする。この場合は、甲は乙にその旨を直ちに通知するとともに、可能な限り早急に復旧するよう努めるものとする。

3 乙は、指定需要家の需要に合わせて毎日24時間電力を供給するものとする。

（契約期間及び売却・供給期間）

第4条 契約期間及び電力の売却・供給期間は、次のとおりとする。

契約期間：契約日から令和11年3月31日まで

売却・供給期間：令和8年4月1日0時から令和11年3月31日24時まで

（電力売却・供給上の協力）

第5条 発電・供給に係るインバランス調整は、乙が実施し、その費用等を負担するものとする。

2 甲は一般送配電事業者の託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守するものとする。

（目標売却電力量）

第6条 甲から乙に売却する目標電力量は、次のとおりとする。ただし、気象等により売却電力量が増減するため、これを保証するものではない。

令和8年度 69,634,000 kWh

令和9年度 73,028,000 kWh

令和10年度 64,916,000 kWh

2 前項に規定する目標売却電力量と実際の売却電力量に増減が生じた場合においても、乙はその全量を買受けるものとする。

（売却電力量の計量）

第7条 毎月の売却電力量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置（以下「電力量計」という。）により計量するものとする。

2 電力量計の検針は、原則として一般送配電事業者により毎月末日24時に行われる検針結果に従うものとし、乙は一般送配電事業者から通知された計量値を速やかに甲に通知するものとする。

3 計量期間は毎月1日0時から同月末日24時までとする。

4 電力量計の故障等により売却電力量を正しく計量できない場合には、この故障期間の売却電力量について、その都度甲乙協議のうえ決定する。

5 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を交換する場合、又は、甲の事情により電力量計の取付け位置を変更する場合は、これに要する費用は甲が負担する。

（電力量料金）

第8条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された売却電力量に以下の電力量料金単価を乗じて得た値（1円未満切捨）に、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た額（1円未満切捨）とする。

電力量料金単価 (1 kWh あたり)	●円●銭 (消費税等相当額を含まない)
------------------------	------------------------

（電力量料金の支払）

第9条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の電力量料金算定上必要な事項を確認するものとする。

2 甲は、前条により算定した電力量料金を検針日の翌月の10日までに乙に請求し、乙は、請求を受けた月の末日までに甲に支払うものとする。ただし、乙が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から20日を経過した日を支払期日とする。

3 請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、それぞれ翌営業日を期日とする。

4 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金を納付しない場合は、

当該支払期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、電力量料金に年３％の割合による遅延利息を加算して、甲に支払うものとする。

（指定需要家への提供）

第１０条 乙が指定需要家から徴収する電力料金は、指定需要家ごとに指定する金額を上限とすることを基本とする。

- ２ 前項を基本としつつ、各指定需要家の供給施設への電力料金及びその構成等は、乙と指定需要家との電力需給契約により決定するものとする。
- ３ 乙は、指定需要家から供給施設の追加、変更などの協議があった場合には、誠意を持って対応するものとする。

（非化石価値の取扱い）

第１１条 甲が乙に売却する電力には、非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値（再エネ指定）等の付加価値を含むものとする。

- ２ 乙は前項の非化石価値について、第２条第１項に定める売却電力量とともに指定需要家に供給するものとする。
- ３ 非化石認定に係る申請等については、発電事業者で必要となる手続き及び費用の負担は甲が行うものとする。

（容量市場）

第１２条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約（以下「容量確保契約」という。）により甲が得る収入については、第８条により算定される電力量料金との精算を行わないものとする。

- ２ 前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲に課されるリクワイアメント及びアセスメントに関する業務について、乙は運用及び業務への協力を行うものとする。
- ３ 乙の責めに帰すべき事由により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生し、甲が経済的ペナルティを受けることとなった場合は、当該経済的ペナルティについて乙が負担するものとする。

（契約保証金）

第１３条 群馬県企業局財務規程（昭和３９年企業管理規程第５号）第１３２条の１６の規定により、契約保証金は免除とする。

（系統連系受電サービス料金（発電側課金））

第１４条 甲及び乙は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者と甲の間で直接の契約関係として成立する、系統連系受電サービスに係る契約（以下「系統連系受電契約」という。）について、次のとおり対応する。

- （１）乙は、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結する。
- （２）甲は、甲が新たに系統連系受電契約の締結を希望する場合、または締結済の系統連系受電契約の内容に変更が生じる場合、乙に申し出る。
- （３）乙は、締結済の系統連系受電契約の変更の申し出を受けた場合、発電量調整供給契約の変更として、一般送配電事業者へ申し出る。
- （４）乙は、一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、本契約に係る発電量調

整供給契約を変更する。

(5) 甲は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて、系統連系受電契約の締結に際し、あらかじめ承諾する。

2 乙は、本契約第2条において定める対象発電所に係る系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息、及び契約超過金を甲から受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、甲に代わり一般送配電事業者を引き渡す業務について、甲から無償で受託する。

3 甲及び乙は、前項に定める業務について、次のとおり対応する。

(1) 甲は、系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金について、その都度、乙に支払うものとし、甲から乙への支払いは、第8条に定める電力量料金から乙が相殺することにより行なう。

(2) 乙は、甲から受領した系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金について、その都度、甲に代わり一般送配電事業者へ支払う。

(3) 甲は、次に該当する場合、前項及び前2号にかかわらず、系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金について、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じた払い込み等により支払う。

① 系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金を合計した金額が、第7条に定める電力量料金を上回る場合等で、甲乙間、および乙一般送配電事業者間のそれぞれにおいて合意がなされた場合

② その他託送供給等約款に基づき、甲が一般送配電事業者に自ら支払う事項に該当した場合

4 乙は、一般送配電事業者から甲に対し系統連系受電サービス料金の請求がなされた場合、経済産業省が制定する「相对契約における発電側課金の転嫁に関する指針」に従い、甲に対して、本契約第2条2項において定める対象発電所に係る系統連系受電サービス料金相当額を支払う。

なお、系統連系受電サービス料金相当額は、系統連系受電サービス料金のうち、一般送配電事業者が乙に対し通知した額とし、消費税等相当額を含むものとする。

(託送供給等の契約)

第15条 乙は、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約が必要となる場合は、乙と一般送配電事業者との間で託送供給契約を滞りなく締結するものとする。

2 甲は、乙が指定する発電バランシンググループに所属するものとするが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に関するインバランス調整及び費用の負担は、乙の責任において行うものとする。

(記録)

第16条 甲及び乙は、売却電力量に関する記録を行い、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(運用申合書)

第17条 甲から乙へ通知する発電計画を含む電力の売却に関する運用については、仕様書等で定めのない事項について甲乙協議のうえ定めるものとし、別に運用申合書を作成するものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (5) その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として、第8条に規定する電力量料金単価に仕様書で規定する目標売却電力量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の100分の10に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は第1項の規定により本契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（不正行為があった場合の解除等）

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、第8条に規定する電力量料金単価に仕様書で規定する目標売却電力量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害額が前項の規定する違約金を超えてもなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（指定需要家への供給の停止）

第20条 乙は、指定需要家の責めに帰すべき事由起因により契約の締結及び履行が困難な場合は、甲と協議を行い、該当する指定需要家との契約を締結しない、又は供給を停止することができ

る。その場合、第2条について別途協議とする。

- 2 甲は、前項の規定により乙が指定需要家との契約を締結しなかった場合、別の需要施設を新たに指定需要家として指定することがある。乙は、甲が新たに指定需要家を指定した際には、契約締結等について、誠意を持って対応するものとする。

（損害賠償）

第21条 乙は、業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（違約金等の遅延利息）

第22条 乙が、第18条第2項並びに第19条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を加算して甲に支払わなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第23条 乙は、乙が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（守秘義務）

第24条 甲及び乙は、あらかじめ相手方及び指定需要家の了解を得た場合を除き、この本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この本契約の期間終了後又はこの本契約の解除後においても同様とする。ただし、法令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りでない。

（契約の承継）

第25条 甲及び乙は、相手方及び指定需要家の承認を得た場合でなければ、第三者に対し本契約に基づく権利又は義務を譲渡してはならない。

- 2 甲又は乙が第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方及び指定需要家に文書によりその旨を通知し、相手方及び指定需要家の承認を受けた上でなければ、本契約をその譲受者に譲渡してはならない。

（所轄裁判所）

第26条 本契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（その他）

第27条 本契約に定めのない事項又は本契約によりがたい事項が発生したときは、甲と乙とが誠意をもって協議し、その取扱いを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有す

る。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県
群馬県企業管理者 成田 正士

乙 住所
商号
代表者氏名